

平成19年第1回士別市議会定例会会議録(第5号)

平成19年3月23日(金曜日)

午後 1時30分開議

午後 2時54分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 報告第 1号 監査結果の報告について
- 日程第 2 報告第 2号 士別市国民保護計画の報告について
- 日程第 3 議案第 23号 士別市国民保護対策本部及び士別市緊急処理事態対策本部条例の制定について
- 日程第 4 議案第 33号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第 34号 平成18年度士別市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第 35号 平成18年度士別市診療施設特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 36号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 37号 平成18年度士別市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 38号 平成18年度士別市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 39号 平成18年度士別市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 40号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 41号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第 3号 平成19年度士別市一般会計予算(予算審査特別委員長結果報告)
- 議案第 4号 平成19年度士別市診療施設特別会計予算(予算審査特別委員長結果報告)
- 議案第 5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計予算(予算審査特別委員長結果報告)
- 議案第 6号 平成19年度士別市老人保健特別会計予算(予算審査特別委員長結果報告)
- 議案第 7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計予算(予算審査特別委員長結果報告)
- 議案第 8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計予算(予算審査特別委員長結果報告)
- 議案第 9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算(予算審査特別委員長結果報告)

- 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度士別市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度士別市公共下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度士別市農業集落排水事業特別会計予算（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度士別市工業用水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度士別市水道事業会計予算（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度市立士別総合病院事業会計予算（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 6 号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 7 号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 8 号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長結果報告）
- 議案第 1 9 号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長結果報告）
- 日程第 7 議案第 4 2 号 士別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 士別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 4 号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 5 号 士別市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度士別市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 意見書案第 1 号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書について
- 意見書案第 2 号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書について
- 意見書案第 3 号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書について
- 意見書案第 4 号 日豪自由貿易協定交渉に関する意見書について
- 意見書案第 5 号 国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求める意見書について

意見書案第 6 号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書について

意見書案第 7 号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書について

意見書案第 8 号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書について

日程第 1 1 議案第 4 7 号 士別市議会会議規則の一部を改正する規則について

議案第 4 8 号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 4 9 号 議員の派遣について

閉会宣告

出席議員（ 2 1 名）

副議長	1 番	山 居 忠 彰 君	3 番	伊 藤 隆 雄 君
	4 番	井 上 久 嗣 君	5 番	丹 正 臣 君
	6 番	粥 川 章 君	7 番	小 池 浩 美 君
	8 番	柿 崎 由美子 君	9 番	平 野 洋 一 君
	1 0 番	足 利 光 治 君	1 1 番	遠 山 昭 二 君
	1 2 番	岡 崎 治 夫 君	1 3 番	谷 口 隆 徳 君
	1 4 番	山 田 道 行 君	1 5 番	田 宮 正 秋 君
	1 6 番	斉 藤 昇 君	1 7 番	池 田 亨 君
	1 8 番	牧 野 勇 司 君	1 9 番	菅 原 清一郎 君
	2 0 番	中 村 稔 君	2 1 番	神 田 壽 昭 君
議 長	2 2 番	岡 田 久 俊 君		

出席説明員

市 長	田 苅 子 進 君	助 役	相 山 慎 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 恵 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長（併） 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君		
市立士別総合 病院事務局 長	藤 森 和 明 君		

教育委員 会長 佐々木 正雄 君

教育委員 会長 朝日 保君

教育委員 会長 佐々木 文和 君

農業委員 会長者 平 進君

監査委員 三原 紘隆 君

監査委員 局長 横山 日出夫 君

監査委員 局長 中山 忠君

事務局出席者

議事 局長 辻本 幸慈 君

議事 局長 藤田 功君

議事 局長 近藤 康弘 君

議事 局長 浅利 知充 君

議事 局長 岩端 聖子 君

(午後 1時30分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第2号 土別市国民保護計画の報告について

議案第33号 財産の取得について

議案第34号 平成18年度土別市一般会計補正予算(第9号)

議案第35号 平成18年度土別市診療施設特別会計補正予算(第3号)

議案第36号 平成18年度土別市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第37号 平成18年度土別市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

議案第38号 平成18年度土別市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第39号 平成18年度土別市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第40号 平成18年度土別市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第41号 平成18年度土別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第42号 土別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する等の条例について

議案第43号 土別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 土別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号 土別市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 平成19年度土別市一般会計補正予算(第1号)

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第47号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について

議案第48号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第49号 議員の派遣について

意見書案第1号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書について

意見書案第2号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書について

意見書案第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書について

意見書案第4号 日豪自由貿易協定交渉に関する意見書について

意見書案第5号 国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求める意見書について

意見書案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書について

意見書案第7号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書について

意見書案第8号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書について

3. 予算審査特別委員長から送付された報告は次のとおりである。

平成19年度士別市各会計予算及び関連議案の審査経過及び結果の報告について

以上報告する。

平成19年3月23日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 監査結果の報告についてを議題に供します。

監査委員の説明を求めます。三原監査委員。

監査委員（三原紘隆君）（登壇） ただいま議題となりました報告第1号 監査結果について御説明申し上げます。

平成18年度の定期監査につきましては、市長部局、教育委員会、議会、選挙管理委員会及び農業委員会のそれぞれの所管にかかわる事務のうち、契約事務で公の施設の管理に関する協定及び長期継続契約について、一部債務負担行為による3月契約分も含めまして18年4月から9月未までの契約締結分を、補助金交付事務については平成18年4月から9月未までの交付決定分を、物品管理事務については平成18年4月から9月までの出納事務の執行分及び平成18年度取得分と18年4月から9月未までの取得分に係る管理状況について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施いたしました。

監査の期間、方法、結果につきましては、別紙報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤昇議員。

16番（斉藤昇君） 1～2点監査委員に質問したいと思います。

1つは、5ページの物品管理事務についてでございますけれども、ここで、取得価格の30万円以上の物品を廃棄及び管理がえをした79点となつてございますけれども、この中で廃棄をした物品というのは、どんな物があるのか教えていただきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 横山監査委員事務局長。

監査委員事務局長（横山日出夫君） 御質問について、私の方からお答えさせていただきます。

廃棄の件ですけれども、公用車が総務課関係で4台、それから上士別医院関係で機器類が5

点、それと、保健福祉センター所管で多寄医院の医療機器関係が2点、それから、農林振興課関係では農産物加工施設にあります諸機械関連で14点、それから総合体育館の入場券の販売機が1点。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 相当な物が廃棄されたわけだけれども、これらは重要物品として備品台帳に載っていたんだと思うんだけど、監査委員から見て、これらは耐用年数の問題でありますとか廃棄の状態、これらは適正であったというふうに判断されているんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 三原監査委員。

監査委員（三原紘隆君） お答えを申し上げます。

この物品の管理状況につきましては、書類上の手続が正しくされているかどうか、私どもが調査した段階では既に処分が終わっているものもございますので、書類上適切に処理されているかどうかということに主眼を置いて今回は監査を実施している状況であります。

それで、一部まだ廃棄がされていない物もありましたけれども、それにつきましては、現状を見て、これは農産加工センターにありましたけれども、これについては今の仕事上にはもう機械が古くて使えないとか、今の作業工程上必要がなくなっているというような機械がありましたので、それについては確認をさせていただきます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 市長部局にちょっとお尋ねしますけれども、これらの廃棄した物というのは、監査委員がおっしゃるように、今、残っているやつではもう使えないような物だと、こう言っているんだけど、廃棄基準というのはどういうふうにつくって、廃棄をしていらっしゃるんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

廃棄基準といった特別定められたものは持っていないわけでございますけれども、機械を見た中で、特に古くて使用に耐えられないとか、あるいは破損状況等々を踏まえた中で廃棄しなければならない物、こういった物について毎年度各主管課においてチェックする中で、廃棄する物はすると、そういった考えで対応しているところでございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 次は4ページに戻っていただいて、全庁的共通事項というのがございますけれども、基準を定める必要性については、財政状況が非常に厳しい折というふうに言って、この補助基準をつくるべきだというふうに指摘して、16年度及び17年度においても重ねて指摘しているというふうに言われているんだけど、これは2年、今18年度ですから、これでもう3年ですか、50%程度の進捗率だと、それで十分に今進んでいないと、こういう指摘をされ

ているんだけど、これは監査委員にお聞きしたいんだけど、これら十分に進んでいない状況、これは理事者の方の職務怠慢でそうなっているというふうに監査委員はお考えになって指摘をされているのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 三原監査委員。

監査委員（三原紘隆君） そういう意図で指摘しているわけではありませんけれども、今報告書にもありますように、ここ2年、指摘と指示といいますか、講評段階においても基準の作成等お願いしておりますけれども、条例、規則、要綱等に基づいて補助金等交付されているものについては、具体的に基準等が定められておりますけれども、それに至らないで補助金を交付しているというものがございます。決裁においてそういうものが多いという段階で、その決裁等で基準等を定めて交付しているものを含めて5割程度ということでもありますので、条例、規則等では26本程度しかない状況でありますので、そういうことも含めると条例、規則以外で交付せざるを得ない補助金がある場合については、統一的な補助基準ですとか、対象経費については、こういうものは対象外にしますよとかというようなことを定めるべきだということで、お願いをしている状況でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） これは規則でありますとか要綱だとかというものの中によく出てくるのは、最後で、この規則あるいは要綱にないものは市長が別に定めるといふ、こういう1項がございませぬ。この1項に基づいてやっているという、この1項についてはどういうふうに監査委員としてはお考えでしょうか。

議長（岡田久俊君） 三原監査委員。

監査委員（三原紘隆君） 条例、規則にもそういう表現がたまたま出てくるわけではありますが、その条例で、その制定時を含めて、その当時想定しないものももし出た段階では、市長が特別の判断を下して、例えば助成をすとかしないとかということの判断も必要になってくるかと思っておりますので、そのことがすぐに今、言われたような状況を想定しているものではないと思います。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 市の方にお聞きしますけれども、この監査委員から指摘がある事項、それで大体50%ぐらいの進捗率だと言われていたんだけど、そういう補助基準を決めてある規則や要綱、それから決めないでいられる規則や要綱に基づく補助、これらは大体どのぐらいあるものなんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

補助金の方の条例なり規則なり要綱なり、それらを定めておりますのは、一般的に市の政策にかかわって不特定多数のいろんな市民の方が申請なり何なりする、そういったものについては、申請の際などに市のルールをわかりやすくするために、条例、規則、要綱等を定めており

ます。例えば中小企業振興条例なり企業立地促進条例、あるいは遠距離通学児童の遠距離通学費の支給とか、そういったものが数でいきますと、恐らく60件ぐらいはあるのかなと。そのほかにも、例えば介護保険の総合条例の中でも軽減の分とか、そういったものも細かく定めております。

それで、今お話しの例えばそういったものによらないものというものですけれども、それはおおむね単発的な事業、例えば何々大会の助成といったようなものとか、単年度で終わってしまうようなもの、そのほか各種団体の運営に対するような補助、そういったものについては、個別に条例なり規則というものは定めなくて、土別市補助金交付規則、それにのっとってやっております。その数というのが正確なところはつかんでおりませんが、今、土別が持っている任意団体ですか、そういった団体に対する補助については、すべて補助金交付規則の方で個別にそれぞれ起案なり等で支給しているというような実態であります。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） これは例えば統一的な基準をつくって、こういう視点でつくるんだぞと言って、各部と申しますか課と申しますか、担当課、ここでこういうふうにしてつくって原案出しなさいというふうにしてやれば、統一的な基準を一定示せば、案外早くできるものではないのかということなんです。確かに今年、単発、それはまた市長が別に定めるとか、単発、今年だけ、例えば30周年迎えたからひとつこの点をそれを記念して記念誌出したいんで、特別なものなんで、例えば10万円ほど補助してくれないかとかということなんかだっているかと思うんですね、その団体によって。だからそれは市長の政策的なものだから、そういったものは別に定めるといって出すとか、あるいはそういうものも基準をつくるというのならどうしたらいいとか、そういうふうにして、できるものとできないものを、それに各課単位で、そういうものを上げさせてやってみたらどうなのか。ということは、何か監査委員の指摘は間違っていて、つくれるものをつくれと言っているのかとしたら、なかなかできないということ。どうもそのところが私としてはわからないんですね。

監査委員をなめているのかというわけではないけれども、やっぱりそういう指摘があったり、そういう基準を、ほかの自治体なんかもやっぱり参酌するとかしてつくるべきだと思うんですけども、ここに部長さん出いらっしゃいますから、担当部で、まだこの補助金の単なる交付規則、これに基づいてやって、基準をつくっていない、そういう規則あるいは要綱というのは何本ぐらいずつあるんですか。各部での例えばこんなもので悩んでいるんだというものがあると思うんで、この際承っておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず議員の方から、今の補助金、監査の指摘を受けて市の方ではどういう対応をしているのかと、そういったことをまず前段にお答えして、総務部の補助金等についても改めてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、今、議員からお話しのとおり、16、17年度に指摘を受

けております。そうした中で、市としては、平成16年度当初に政策会議においてこういった補助金の基準づくりといえますが、こういったことの検討に入ったわけですが、こういった中で特にネックになったのが、補助金そのものが、いろいろな補助金を出しているものですから、そういった状況把握をしなければならないとか、あるいは補助金の中身についても、例えば懇親会に要する経費とか、あるいは研修等に要する経費の関係について補助金を支出している、こういったことのルールづけとか、あるいは補助金の、例えば補助率の統一化といった場合にも、いろいろな補助金の出し方があったものですから、こういったことをいろいろと検討したわけですが、16年度の段階では、ちょっと時間的な問題もありまして結論を出すには至らなかったということでございます。

そして、17年度も同様に指摘を受けたわけですが、17年度においては、特に政策会議においては合併協議の中で旧朝日地区の補助金等の絡みも出てくると、そういったこともありまして、17年度についても結論を出すには至らなかったわけですが、18年度においては、私どもとしては特に、行革の実施計画の中でも補助金のルール化といったことを一つの目標に定めていく中で、改めて政策会議の中で検討をしているわけですが、まだ検討の途中ではございますけれども、例えばこの中では、補助金の交付規則取扱要綱において、例えば補助対象経費の統一化とか、あるいは補助率の統一化、繰越金等に対する対応、こういったことについて、今検討しているわけですが、更に、つくった場合に各団体等についても影響等がありますので、こういったことについては、一定程度の要綱等が定まった後に、各団体等との調整もあると思います。そういった調整を19年度中に図る中で、20年度予算に向けて対応を進めていると、こういった進行状況でございます。

そこで、総務部の関係で、補助金で要綱を持っていないものでありますけれども、まず、4つほどございまして、サフォーク種綿羊産業開発事業、これはサフォーク研究会に対する補助金でございますけれども、これと上士別築こう会、国際交流推進事業、更に札幌市土別ふるさと会交流事業、これらについては要綱を持ってございませんので、統一要綱の中で対処してまいりたいと考えております。

そして、温根別地域環境整備事業につきましては、これは土別市協働のまちづくり推進事業実施要綱によって対応しておりますし、ゴールバーンとか三好町との交流関係、これについても、人・まち関係の要綱で対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） それでは、多くの市民団体とのかかわりが深いという立場で、市民部の立場から現在の補助基準等についてのお話について、私どもの見解等も含めてお答えを申し上げたいと思いますが、市民部が所管している団体、どちらかといいますと任意の団体というよりは、その設立の経過において、市の行政上どうしても市民運動を展開するために必要であったということで、成り立ちにおいては市の方が声かけをしてその運動がスタートしたとい

うものが、かなりの数に上っております。例えば防犯協会、交通安全にかかわる交通安全運動の推進委員会、地区の交通安全協会、市の交通安全協会、交通安全母の会、更にごみの減量化リサイクルを市民ぐるみで推進していただくということで、各団体に声かけをして設立をいたしましたごみ減量化推進協議会、更には保護司会ですとか、暴力追放運動の運営協議会、更に消費者協会、消費者協会につきましては悪徳商法の撲滅等について、本来行政が推進すべき部分がある部分担っていただいていると。

こうした状況の中で補助基準等を考えた場合に、最初の段階で、任意の団体であれば自主財源があり、それに対する補助ということになってくるんでしょうけれども、ほとんどの部分が、団体においては市の補助がその収入の大半を占めているということもございまして、それらについてさまざまな対象経費を定め、さまざまな部分で、これらについての基準というふうの一つ一つ当てはめていきますと、団体によっては活動そのものが、本来、みずから任意の意識でやるというよりは、どちらかという行政と市民の協働の先取りのような格好で市民が担ってくれている部分が、そういった形での補助を削減することによって、その活動を停滞させはしないかというような部分もありまして、これらの検討については、市民部関連の団体については、かなり消極的にならざるを得なかったと。不適切な補助金の執行はしておりませんので、大幅な、いろいろな部分、最大公約数的な基準は当然持つべきだというふうに考えておりますが、そういった事情を持って、今日までそういったことの見直しに至っていなかったということを御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 保健福祉部にかかわる補助金についてお答えいたしますが、私どもそれぞれの団体にあつては、特に福祉団体という性格のものでございまして、一つ一つということにはなりませんけれども、招魂祭の奉賛会等々にあつては、それぞれ自治会の賛助金と合わせて招魂祭を開催しているということもございまして。また、招魂祭も多寄、温根別、上士別、別々にやっていたものを一本化して中央で開催をするということで、今進めておりますので、この辺も今後補助金の見直しも図られるということでございまして。

士別地方の食品衛生協会のように、1市2町、剣淵町、和寒町さんとともに負担金という形でしているものもございまして。そのほか、先ほどお話ししましたように、例えば手をつなぐ育成会、ぬくもり会、それから視聴覚の障害者の会、肢体不自由児の父母の会、それから身体障害者、老人クラブ等、保育協会とも、私どもは基準を定めておりません。

今、政策会議の中で検討いただいている中で、これらの団体に対して一律でありますとか、あるいは何万円カットでありますとか、あるいは一定の額以上のものについて、あるいはその額の以下のものについては幾らと、こういう基準が定められて、私どもはそれぞれの団体に当たることと今考えております。なお、これらの団体にあつては、それぞれ補助の申請の段階で、決算書なり活動報告なりが全部来るものですから、十分私どもそれらを参酌しながら、今後、

一定の基準に沿って対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） 経済部の関係ですけれども、まず、それぞれの生産活動に見合うそれぞれの団体からとの協議がありますけれども、一つには国ですとか道の補助金が入っているものについては、もう補助対象経費から落とそうということで、これについてはまずやっております。

それで、今、各部の方からお話がありましたけれども、政策会議で詰めている、仮に、補助対象経費の2分の1を支出していこうという考え方のもとに、市がそういう方向性を示したときに、ただ、そういう考え方で今来ておりますけれども、1点だけ問題があるのは、中心商店街振興組合のように年間110万円の助成金を出しておりますけれども、会員数の減ですとか、景気の低迷によって、なかなかその会費もままならないという状態の中において、今申し上げたように、対象経費を2分の1に絞った段階ですと、110万円のやつが、単純に言って55万円ぐらいしか今度助成できないということになると、本当に今までの活動に支障を来さないのかという、そういう心配というのがあります。

ただ、前段申し上げましたように、それぞれの団体との話し合いのもとにおいては、それぞれの年間の事業計画の実績をいただいて、繰り越しがたくさんある部分については、そういうことにはならないということで、その事業費の減もしておりますけれども、ただ、2分の1の補助対象経費をそのまま右倣えでいくと、今言ったように1カ所か2カ所の問題点も出てくるということで、今ちょっと苦慮をしているところでございます。

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 建設水道部の関係ですけれども、建設水道部では現在団体運営への補助事業というのは行っておりませんので、したがいまして補助金等の支出はしていないという状況でございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 私から朝日総合支所関連の補助金の関係について申し上げたいと思います。

旧朝日町時代におきましては、本市と似たような各種団体の補助等もございます。ただ、中には、旧朝日町時代につきまして、朝日町が主催でその実施経費につきまして主催する団体というか、実施団体に補助金という形で落として運営していたというような状況もございます。そういった朝日町主催であった事業が、今回は合併に伴いまして補助金という形の中で支出しているというような状況もございます。そんなことも含めまして、実は17年度の決算の中でこういった土別市からの監査の中で、旧朝日町の部分についても指摘を受けた段階で、そういったものについての整理をしようというようなこともございまして、これは全庁的なものなんだというようなこともございまして、今日までおくれた経過がございます。

そういった中で、今回、本庁の中で全体的な補助金の見直しが図られているというようなこともございますので、そういったものに整合するような形の中で、特例区の事業の関係についてもそれらに合わせて整理をしていきたいということで考えております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 皆さんが怠けていたのではないということはわかって、それなりに努力もしているけれども、それなりの理由もあるということだと思えます。これはやっぱりなかなか難しい問題だと思うんですよね。例えば機械的に2分の1だよというふうにする、以前なんかは80%補助金なんていうやつがあって、そんなもの補助金になるのかと、まるきり丸抱えみたいなものでないかという議論をしたことがありますけれども。

お聞きしますと、今はもう、そんな補助金というのはなくて、大抵は2分の1以内ぐらいだろうという話をされておりましたから。ただ、一定の基準をつくるということと、それから市長が別に定めるという条項もあるわけですから、きちんとした理由をつけて、例えばおっしゃっていましたが、30年記念事業だなどというやつは、それは1年なら1年ということですから、つくれるならつくれるはずだと思うんですよね。そういう基準があれば、私もよく聞くだけけれども、この人件費をこうやって出している基準は何かとか、積算の基礎は何だとかと聞くわけですが、そういうものが一定あるということは、わかりやすく見えるということがあると思うんです。

そういう特殊なやつは特殊なやつとして考えるということもしながら、今も鋭意努力して、総務部長の答弁では、今年やって来年からはそういうものが、ほとんどができるような状態にしていきたいという答弁もなさっておるのでございますので、この1年間鋭意いい方向に、ひとつ補助金を削ったり、わずかな補助金しかもらっていないのに、こんなものこんなにわずかだったら要らんべということで削ってしまうというのではなくて、わずかだけれども、本当にやっぱり市がこれだけ、2万円という補助金だってあるわけですから、お金を持っている人だったら2万円の補助金なんて要らんべなんて言うけれども、そうではないんだということも押さえながら、市民のさまざまな団体に対する補助金、この際、効果がどうであるのかというようなことも含めて、やはりこういう補助基準づくりをしていただきたいと、こう思うんだけど、これは助役の答弁、最後をお願いしたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、補助金のいろいろお話をさせていただきました。今回、補助金の基準、今話しましたように、各団体の運営とか事業にかかわるものとか、場合によってはいろいろなケースがあって、一律に定められない部分というのは当然あるわけでありまして、そういった区分をちゃんと色分けをして、一つの基準をつくっていくという形にして、今、政策会議の方でも一定の方向性が見えましたので、それを実施するに当たっては、やっぱり団体との関係なんかも十分やっていかないと、その団体の活動に支障を来すというようなことが、多くは市と一緒になっているいろいろな活動をされている団体がほとんどということでもありますから、そ

うことにならないように、十分配慮をしていく必要があるということと、今回これをやって、補助金を削減するというような目的で物を考えて進めているものではございませんので、ひとつそんなことでよろしく申し上げます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。池田 亨議員。

17番（池田 亨君） 2点だけ、お聞きしたいと思います。

この1ページに監査結果が出ています。ここに表記されているのは、軽微なものについては記述を省略すると、こういうふうに書かれております。こういったところで指導したのは大体何件くらいあって、その中には同じことが2回繰り返されているようなものがあるのかなのか、これが1点。

それからもう一つ、6ページに改善を要するものと表記されて、地理情報システム、この関係が記載されております。きょう現在、この部分がどのように措置されているのか、それをちょっと監査事務局の方にお聞きしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 三原監査委員。

監査委員（三原紘隆君） お答えいたします。

1点目の講評時におけるささいと言ったら表現はあれですけども、小さな問題につきましては局長の方から、総体の件数は押さえておりませんけれども、项目的にお知らせいたしたいと思えます。

それから2点目の改善する、地理関係のあれでありますけれども、市長の方に改善方の報告をいただくことになっておりますけれども、まだいただいておりませんので、来た段階では公表することになっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（岡田久俊君） 横山監査委員事務局長。

監査委員事務局長（横山日出夫君） 事務レベルの注意事項ということで、このようなものということをお答えいたしたいと思えます。

そのものについては措置報告は不要ということで、講評という監査委員から各部長を中心とした事務担当者に伝えてある事項ですけども、例えば、申請書の申請日とか日付の関係とか、それから、いろんな決定事項についてのそういった手続が一部不備だとか、そういうようなことがあります。それから、多いわけですけども、例えば先ほど日付を申しましたけれども、いろんな関係で受付印とか、文書の取扱事務の手続の関係、そういったようなところが、ふだん注意していただければ解消される事務ということで注意をしております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 池田議員。

17番（池田 亨君） 軽微なものですから、大体そんなことなんでしょうと思えました。それで、一番最後に私が質問して、きょう現在で、備品台帳への登録の確認はされていないという、こういうふうにお答えいただきましたね。これは処理結果を監査事務局に報告する形になっているわけでしょう。そうすると、これがいつの時点で登載されたかということも、これも正直言

って、ある意味では軽微な事項なんですよね、報告を確認しなかったというのは。そうなりま
すね。やっぱりこら辺のところの緊張感というのはお互いに必要なのかなという気がするん
ですよ。

なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、これは直接きょうのこの議題には関係な
いけれども、先般、斉藤議員から、契約の検収をどうしたのか、そういうふうな質問も出てお
りましたね。こういう細かなことがやはりそういった大きな事故につながるというふうを考え
るならば、やはり内部のことであっても、これは監査をして、指摘をして、その処理結果を確
認するというのが、やっぱり期限を切って、そしてこれはこの中に登載確認月日を記帳するぐ
らいの配慮があってもいいのではないかと、私はそんなふうに思うんです。これは、私の意見と
して申し上げておきますけれども、特に私の考え方がもし間違っているとすれば、これはひと
つその部分を御指摘いただいております。

議長（岡田久俊君） 三原監査委員。

監査委員（三原紘隆君） お答え申し上げます。

今、池田議員からいろいろお話がありましたけれども、監査委員としての責務として監査報
告を出しております。定期監査等につきましては、議選と2人の合議に基づいてこういうふう
な状況で報告をさせていただいております。

それで、今、お話ありました備品関係のことにつきましては、文書で市長の方に指摘をして
ございますので、これについては、いつまで改善報告をしてくださいということは出してあり
ます。しかし、報告を出すのは理事者の考えでありますから、ひょっとすると出ないかもしれ
ません、それは。ですから、出ないときには監査委員としてはその結果を公表、例えば情報コ
ーナーに、そこに公表したのについてはこちらの方で出しますし、ホームページにも今回の監
査結果についても公表させていただいておりますし、その報告をいただいたものについても公
表することになっておりますので、その段階ですることになっておりますので、この定期監査
の報告については、その時点での指摘、監査の報告でありますので、それには当然載らないの
が実態でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（岡田久俊君） 池田議員。

17番（池田 亨君） そうしますと、私の見方が間違っていたと、こういうふうにお答えいた
だいたというふうな受けとめさせていただきます。

それで、これは今度は総務部にお聞きするんですけれども、これはどうですか、この監査の
指摘を受けて、これは措置されているのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答え申し上げます。

今回の地理情報システムの出納通知書の提出及び備品台帳への登載が行われていないという
ことでございますけれども、これにつきましては、地理情報システムは経済部等で持っている
コンピュータシステムについて、総務部の総務課の方で対処したと。そういったことからして、

総務課の方でこういった備品登載をしなければならなかったわけでございますけれども、ちょっと経済部の物をということの中で、大変申しわけない中で、私どもの登載が漏れたわけでございます。これらにつきましては、議員のお話のとおり、手続上の問題でございますので、直ちに対処していきたいと思っております。そして、こういったことのないように、私ども特に総務部の職員に対して厳しく話をしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市国民保護計画の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第2号 士別市国民保護計画の報告について、御説明申し上げます。

本計画の作成につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法によって武力攻撃事態等における地方自治体の役割が定められ、市町村におきましては、本年度中に国民保護計画を作成することとされたところであります。

この計画の作成に当たりましては、国民保護法及び基本方針並びに北海道国民保護計画との整合性を図るとともに、士別市国民保護協議会における審議内容を踏まえた士別市国民保護計画案を作成し、北海道との協議を行ってきたところでありますが、今月の7日付で協議を終えて士別市国民保護計画として確定いたしましたことから、国民保護法第35条第6項の規定により、御報告を申し上げる次第であります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第23号 士別市国民保護対策本部及び士別市緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第23号 土別市国民保護対策本部及び土別市緊急対処事態対策本部条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び同法第183条の準用規定に基づき、武力攻撃事態及び緊急対処事態の認定がなされ、国の指定を受けた場合に設置することとなる土別市国民保護対策本部及び土別市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため制定をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池議員。

7番（小池浩美君） 何点かお聞きしたいと思います。

これは、国が定めた国民保護法に基づいての条例制定であります。それで、1つは、この対策本部長、これは多分市長だと思うんですが、市長なのかどうかを確認しておきたいと思えます。また、市長でないということもあり得るのかどうか、ここら辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

対策本部長が市長なのか、市長以外の者もあり得るのかというご質問でございますが、国民保護法第28条第1項の規定によりまして、対策本部長は市町村長をもって充てるという規定になってございますので、本市の場合は、市長以外はございません。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） それじゃこの対策本部にかかわる職員は市長が任命するとなっていますけれども、じゃ、本部長を任命するのも市長ということですか、市長が自分を任命すると、そういうことでよろしいんですか。

議長（岡田久俊君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、国民保護法第28条の第1項の規定によりまして、本部長というのは、法律の規定に基づきまして市長がこれに当たるということでございますので、市長を任命するものではございません。したがって、すなわちイコールになるわけでございますが、市長がそのまま本部長になるという解釈でございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 早い話、ちょっとおかしな感じもしますが。それで、この国民保護法では、予想される武力攻撃事態ということで、4つのパターンを想定しております。それで、

士別市の国民保護計画でも全くこれに倣って武力攻撃事態を4つの形に想定していますが、例えば着上陸攻撃、航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ特殊部隊による攻撃、この4つですね。それで、全部あれすると時間もかかりますので、1つだけの例でお聞きしますけれども、着上陸侵攻の場合、そういう武力攻撃を受けた場合、着上陸侵攻といいますと、海から空から陸から、いろんなところから敵が攻めてきて、日本本土に上がってくると。兵隊さんが鉄砲を持って日本本土にどんどんと上がってくると。士別市の場合も、士別市にこういう兵隊がどんどんと来たと。そういうふうな想定をすると、これに対する対処の方法、いろんな方法あるんでしょうけれども、住民をそういう状態から避難させる、誘導して逃げさせるという、そのことだけに限った誘導策、避難策、そういう対処方法を、士別市国民保護計画ではどんな方法をとるとしてありますか、教えていただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

ただいま議員のお話にございましたように、武力攻撃災害への対処の方法として、ご案内のとおり、今4点上げられたわけですが、その中で、事例として着上陸侵攻ということでございます。これにつきましては、大規模な着上陸攻撃に伴う対処についてということで、国民保護の措置を実施すべき地域が広範となるということが想定されますことから、こういった中身につきましては、国全体としての調整等が必要になるものというふうに考えてございます。したがって、こうした総合的な方針というものは、国におきましてその対処をすることとなっております。今回、本市がまとめました士別市国民保護計画の中には盛り込んでいないところでございます。

そこで、実際に、本市が国民保護計画の中で何をなさなければいけないかということでございますが、3点ほどございまして、1つには退避の指示でございます。これにつきましては、目前の危機を一時的に避けるために、地域の実情に精通している本部長であります市長の独自の判断で、住民を一時的に避難させるということが1点でございます。

それから、警戒区域の設定がございまして、これも同様に、本部長であります市長の判断で、一時的な立ち入り制限区域を設ける。更に3点目として、応急公用負担等というのがございまして、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるために緊急の必要がある場合にありましては、これら公費負担等を行うというようなことで、私どもの今回制定をいたしました国民保護計画の中には、その個別具体の事例というふうな中身につきましては、盛り込んでいないということでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 結局、これはぶっつけ本番なんですよ。こういうふうな事態になってしまったら、そのとき考えましょうということがここに書いてあるんですよ、これは。具体的にできない、定めることはしないと書いてあるんですからね。ほかの武力攻撃事態のいろいろな

例においても、具体的ではないんですよ、これは。ほとんど国がつくったものですけども、もともとはね。本当にまじめにつくったのかどうか、私は疑わざるを得ないような、こういう中身になっております。

それで、もう一つお聞きしたいのは、国民保護法では、避難民の誘導や救援の援助、消火活動や負傷者の搬送、被災者の救助、訓練への参加などについては、国民は協力するように努める、こういうふうになっています。そして、いずれも強制ではないと、自発的な意思に基づくとしています。ちゃんと文章化になっていますが、じゃ、私が嫌だと、訓練に参加したくないから嫌だと言ったら、それはそれで認められるのかどうかということです。また、さあ逃げなさいというときに、逃げたくないと、家にいたいと言った場合、それはそれでいいのかどうかという、そこら辺は非常にわかりにくいことです。

これは、あくまでも私は建前だと思います。なぜならば、本音の部分としては、嫌だ、ノーと言っても、強制的に参加させて、強制的に土地や建物を収用して、必要なお医者さんだとか、必要な運転手だとか、そういった人たちは徴用できるようになっていますけれども、このところは私の考えは間違っていますか、どうですか。

議長（岡田久俊君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

国民保護法の第5条の第1項の規定におきまして、人権の保障について規定がされているところでございますが、この第5条の第2項の規定では、日本国憲法が保障する国民の自由と権利の尊重について、その具体的意味を規定しているところでございます。

これにつきましては、本市の国民保護計画の中でも、国民の保護措置に関する基本方針というページを割いて記載をしているところでございますが、安全を確保されていることを前提に住民の避難や被災者の救援などについて協力をお願いすることはありますものの、強制力を伴うものではないということでございます。ただ、日本国憲法が国民の自由と権利の尊重について保障している内心の自由は侵さないという考え方に立って法整備がなされたものと理解しております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

小池議員。

7番（小池浩美君） 私は議案第23号に反対いたします。

反対理由を申し上げます。

去年の第2回定例会において、土別市国民保護協議会条例の制定についての議案が提出され、私ども日本共産党は反対いたしました。今回の議案第23号も、前回の議案同様に国が定めた武

力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づいて提案されたものです。国は、18年度中にこれら2つの条例と住民の避難措置を行う国民保護計画案を策定するよう市町村に求めており、今議会において、土別市国民保護計画が報告されたところです。

土別市国民保護計画は、国のモデル計画どおりにつくられたものであり、議会は報告を受けるだけで、修正することも拒否することもできません。市民は、策定された計画に黙って協力せざるを得ないという、全く民主主義と相反する事態になっています。

また、土別市国民保護計画では、予想される武力攻撃事態として、着上陸攻撃、航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ特殊部隊による攻撃の4つの類型を上げていますが、第2次大戦後約62年の間、日本の領土、領海、領空においてこのような攻撃がなされたことは一度もありません。したがって私どもは、自衛隊が海外でアメリカ軍と共同行動をしない限り、このような攻撃に日本がさらされる危険はないと考えます。

平成15年から16年にかけて武力攻撃事態法、国民保護法、米軍支援法、特定公共施設利用法、自衛隊法、海上輸送規正法、日米物品役務提供協定の7つの法案が成立し、これらをまとめて有事法制と言っていますが、有事法制はまさにアメリカ軍が行う戦争に自衛隊を加担させるための戦争法であります。日本が直接攻撃されていなくても、あるいはアメリカ軍がイラクを攻撃したように、有無を言わさぬ先制攻撃で戦争を仕掛けた場合でも、政府が武力攻撃予想事態と判断し閣議決定すれば、自衛隊を出動させ、政府機関、自治体、民間企業、国民を総動員することができます。武力攻撃事態法第3条には、憲法に保障する基本的人権や国民の自由と権利を制限することがあると、公然と書かれています。平和憲法をないがしろにし、日本を戦争する国に向かわせる有事法制ですが、提案されている議案第23号は、これら有事法制の一つである国民保護法に基づいており、外部からの武力攻撃に対する本土決戦や本土空襲を想定しての避難計画につながり、国民の自由や権利の侵害につながるものと考えます。

備えあれば憂いなしとか、日本への武力攻撃から国土、国民を守るためという理由で国民保護法は語られますが、その本当の目的は、アメリカが行う日本の国外での戦争に我が国を本格的に加担させるねらいがあります。また、近隣諸国を、いつ武力攻撃を仕掛けてくるかわからない国と想定して避難計画を策定し、大規模な避難訓練を行うことは、いたずらに社会不安をあおり、外交上の緊張関係を増幅し、近隣諸国との関係を悪化させることとなります。

市長は、ふだんから武力攻撃事態が起きるかもしれないと市民をあおり、戦時を想定して日常的に訓練をし、戦争になったら全面的に国家に協力をしなければならないと啓発をする、まさに平時からの思想動員の旗振り役になるべきではありません。市民を戦時体制に、戦争ができる体制に組み込むべきではありません。非核平和都市宣言をしている本市の市長は、憲法9条をしっかりと守る立場に立つべきです。憲法9条を守ってこそ、住民の福祉の増進と、住民の生命と財産を守ることができると考えます。

以上の理由で、議案第23号に反対いたします。

議長（岡田久俊君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

議長（岡田久俊君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、議案第33号 財産の取得についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第33号 財産の取得について、その概要を御説明申し上げます。

取得いたします財産につきましては、合併補助金により導入いたします戸籍システムでありまして、3月16日に指名競争入札に付した結果、株式会社北海道電子計算センターが1億4,175万円で落札し、3月19日付で売買仮契約を締結いたしましたところであります。

その内訳といたしましては、システム機器が2,341万5,000円、戸籍データ入力に伴う委託料9,326万1,000円のほか、平成19年度から24年度までのシステム保守料が2,507万4,000円となっております。このうち、財産取得にかかわるシステム機器について、士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第34号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第9号）から議案第41号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）まで、以上8案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第34号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第9号）から議案第41号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）まで、一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の補正は年度末の予算の整理に伴うもので、以下、その内容について申し上げます。

まず一般会計の歳入歳出予算についてであります。歳出予算に追加いたしますのは、総務費で寄附によって地域福祉基金積立金など4基金への積立金、合わせて1,065万円のほか、民生費で介護サービス事業特別会計繰出金1,310万円、商工費で地方卸売市場事業特別会計繰出金30万円を追加計上いたしました。

一方、年度末における予算の整理に伴う減額として、土別市議会議員選挙執行経費など事業費の確定に伴う減額のほか、道営土地改良事業及び道路整備交付金事業などの事業費の変更に伴う減額をいたし、差し引き2億641万1,000円を減額いたすものであります。

次に、歳入予算についてであります。国・道支出金、地方債などの特定財源につきましては、歳出予算との関連からそれぞれ所要の措置を行い、収支の均衡を図った次第であります。

また、地方債の補正につきましては、許可予定見込み額並びに歳出予算との関連から、借入限度額の変更について所要の措置を講じるものであります。

次に、特別会計についてであります。診療施設特別会計につきましては、医師交代に伴い、上土別、多寄医院経営委託料140万円を減額いたすとともに、介護保険事業特別会計においては、医療制度改革に伴う電算システムの改修委託料及び電算機器購入費として、介護保険事務一般行政事業費369万7,000円を国の補正予算措置との関係から繰越明許措置を講ずるものであります。

次に、介護保険サービス事業特別会計であります。決算見込みから歳入歳出予算の整理を行い2,500万円を減額いたし、地方卸売市場事業特別会計につきましては、市場使用料が当初予算を下回る見込みでありますことから、一般会計繰入金との財源振替30万円を措置いたしました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。道路改良等に伴う支障水道管布設替工事費800万円を減額いたし、公共下水道事業特別会計では、消費税及び地方消費税納付金の確定に伴い160万円を減額いたすとともに、農業集落排水事業特別会計につきましては、個別排水処理施設の維持管理経費について、修理費の減などで230万円を減額いたすものであります。

以上、今回の補正の概要について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第41号までの8案件は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第3号 平成19年度士別市一般会計予算から議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてまで、以上17案件を一括議題に供します。

予算審査特別委員長の報告を求めます。遠山昭二委員長。

予算審査特別委員長（遠山昭二君）（登壇） ただいま議題となりました議案第3号 平成19年度士別市一般会計予算から議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてまで、各会計予算13件並びに関連議案4件に対する予算審査特別委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

去る2月28日の本会議において、全議員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、平成19年度予算に係る17案件の付託を受けたところであります。

経過につきましては、3月19日、20日及び22日の3日間、本会議場において、それぞれ関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

結果につきましては、各会計予算13件並びに関連議案4件は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

議案第3号から議案第19号までの17案件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第19号までの17案件は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第42号 士別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する等の条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第42号 士別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する等の条例について、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましては、朝日町の区域における行政区制度から自治会制度への移行に伴うものでありまして、旧朝日町で採用しておりました行政区制度については、合併時の協議により、合併後5年を最大検討期間として、早期に自治会制度へ移行することとしておりましたが、このたび朝日地区における移行に向けた協議が調い、16行政区を7行政区に再編し、この区域を

もって本年4月から自治会として発足することとなったところであります。

この自治会制度への移行に伴い、行政区の設置について定めた「土別市朝日町行政区設置条例」が不要となりますことから、これを廃止をし、あわせて行政区長の報酬等を定めた「土別市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」及び「土別市コミュニティセンター整備事業条例」におけます行政区の廃止に関する規定について、所要の改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、議案第43号 土別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第44号 土別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第45号 土別市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第43号 土別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から議案第45号 土別市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまで、一括してその内容を御説明申し上げます。

本改正は、今日的な本市の厳しい財政状況を踏まえて、議会議員の報酬を本年4月から4年間に限り平均5%減額するための所要の改正と、期末手当の年間の支給率現行4.4カ月を0.25カ月削減し、年間4.15カ月に変更するものであります。

特別職及び教育長の給与につきましても、同様の状況を踏まえ、本年4月から4年間に限り給料を平均10%削減するとともに、期末手当の年間の支給率現行4.4カ月を0.25カ月削減し、年間4.15カ月に変更するものであります。

これらの措置により、議会議員で年間約715万円、特別職及び教育長で約527万円の減額となるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号、議案第44号及び議案第45号の3案件は、原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第9、議案第46号 平成19年度士別市一般会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第46号 平成19年度士別市一般会計補正予算(第1号)について、その内容を御説明申し上げます。

今回補正いたしますのは、ただいま議決をいただきました士別市議会議員の報酬改定並びに士別市特別職、教育長の給与改定に伴う減額補正のほか、朝日地区の行政区から自治会への移行に伴う所要の措置と合わせて、甜菜の輪作体系確立のための予算措置などを行うものであります。

まず、議会費では、報酬改定により722万6,000円を減額するほか、議員1名が辞職したことによる減額566万円と合わせて1,288万6,000円を減額いたし、総務費では、19年度から朝日地区の行政区が自治会に移行することに伴い、行政区長及び副行政区長の報酬及び費用弁償235万2,000円を減額するとともに、自治会活動費助成金、朝日区自治会移行助成金など166万9,000円を追加計上いたし、差し引き68万3,000円を減額いたしたところであります。

次に、農林水産業費では、本市畑作農業の振興を図るため、甜菜を核とした輪作体系をより一層推進する生産確保対策として、品目横断的経営安定対策の導入による国の支援対象とならない甜菜の作付面積47ヘクタール、対象農家数89戸に対して、輪作体系確立推進事業補助金を交付することとし、611万円を追加計上いたし、職員費では、特別職、教育長の給与改定に伴い、683万8,000円を減額をいたした次第であります。

以上、今回の補正の概要につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第10、意見書案第1号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書についてから意見書案第8号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書についてまで、以上8案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第8号までの8案件は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第11、議案第47号 士別市議会会議規則の一部を改正する規則について及び議案第48号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号及び議案第48号の2案件は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第12、議案第49号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成19年第1回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時54分閉会)